

東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について

1 目的、概要

物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担を軽減するにあたり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしているが、教職員分については当該交付金の対象とはならないため、令和5年度及び6年度の教職員分の学校給食費の金額を変更して徴収することとし、東広島市学校給食費徴収規則を一部改正した。

2 改正内容について

		小学校	中学校	幼稚園
1食当たりの学校給食費の額	【改正前】	245 円	280 円	200 円
	令和5年度	269 円	308 円	220 円
	令和6年度	274 円	313 円	224 円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	4,500 円	5,400 円	2,600 円
	令和5年度	4,500 円	5,400 円	2,600 円
	令和6年度	5,200 円	6,000 円	3,500 円

※ 東広島市学校給食費徴収規則の附則第3号及び第4号において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における学校給食費の特例を定めた。

3 施行日

令和6年3月15日